

京都市元離宮二条城条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第57号

京都市元離宮二条城条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市元離宮二条城条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(受付時間)」に改め、同条第1項ただし書中「二之丸御殿」の右に「の観覧受付時間」を加え、「午前9時」を「午前8時45分」に、「午後4時」を「午後4時10分」に改め、同条第2項中「入城受付時間」の右に「及び観覧受付時間」を加える。

第2条第1項中「第3項」を「第4項」に、「入城券及び観覧券」を「入城券その他入城又は観覧等に際し発行する証票で別に定めるもの(以下「入城券等」という。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、入城券等以外の方法によりこれらの料金を徴収することがある。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条の見出し中「入城料及び観覧料等」を「入城料等」に改め、同条中「入城料又は観覧料等」を「入城料等(条例第4条本文に規定する入城料等をいう。)」に改める。

第4条第1項中「(第5号様式)」を削り、同条第2項中「(第6号様式)」を削り、同条第3項を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

(入城券等、優待券及び招待券の提示等)

第5条 二条城への入城をしようとする者は、別に定める場合を除き、入城券等、優待券又は招待券を提示し、改札を受けなければならない。

(付属設備使用料)

第6条 条例第3条第7項に掲げる付属設備使用料は、別表のとおりとする。

第6条の次に次の1条を加える。

(補則)

第7条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第6条関係)

| 区 分         | 単 位 | 使 用 料      |
|-------------|-----|------------|
| 音 声 ガ イ ド 機 | 1 台 | 円<br>5 0 0 |

第1号様式から第6号様式までを削る。

第2条 京都市元離宮二条城条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び観覧料等」を「，二之丸御殿観覧料及び入場料等」に改め，同条中「第4項」を「第5項」に，「及び観覧料，入園料その他の使用料」を「，二之丸御殿観覧料及び入場料等」に改める。

第5条中「の入城」の右に「，二之丸御殿の観覧等」を加える。

第6条中「第3条第7項」を「第3条第8項」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成30年4月1日から，第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

(元離宮二条城事務所)